

藤沢市自転車等駐車場条例の一部改正について
藤沢市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

藤沢市自転車等駐車場条例（平成8年藤沢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1辻堂駅南口自転車駐車場の項、長後駅東口自転車等駐車場の項及び鶴沼海岸駅自転車等駐車場の項中「午前6時30分から午後8時まで」を「午前零時から午後12時まで」に改める。

附 則

この条例中、別表第1長後駅東口自転車等駐車場の項の改正規定は令和4年11月1日から、同表辻堂駅南口自転車駐車場の項の改正規定は令和4年12月1日から、同表鶴沼海岸駅自転車等駐車場の項の改正規定は令和5年2月1日から施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、辻堂駅南口自転車駐車場、長後駅東口自転車等駐車場及び鶴沼海岸駅自転車等駐車場について、機械式管理を導入することに伴い、所要の改正をする必要による。